

議案第4号 参考資料

新旧対照表

旧

名称	面積	備考
新潟港東港区 臨港地区	約 195ha	1 分区ごとの面積 商 港 区 約 40.0ha 特殊物資港区 約 12.9ha 工 業 港 区 約 53.5ha 保 安 港 区 約 85.0ha 修景厚生港区 約 3.8ha  2 分区の規制の内容を定める条例名 「新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区に おいて規制される構築物の指定に関する条例」

新

名称	面積	備考
新潟港東港区 臨港地区	約 207ha	1 分区ごとの面積 商 港 区 約 49.8ha 特殊物資港区 約 12.9ha 工 業 港 区 約 53.5ha 保 安 港 区 約 85.0ha 修景厚生港区 約 5.7ha  2 分区の規制の内容を定める条例名 「新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区に おいて規制される構築物の指定に関する条例」

## 都市計画の案の理由書

### 1 都市計画の種類・名称

新潟都市計画臨港地区 新潟港東港区臨港地区

### 2 都市計画の変更内容

新潟港東港区臨港地区(新潟市域) 約195haを約207haに変更する。

### 3 土地利用の概要

#### (1) 新潟港東港区臨港地区指定の経過

当該地区の臨港地区指定は、都市計画法に基づき平成19年3月9日(新潟県告示451号)に指定し現在に至る。

また、臨港地区内の分区指定は、港湾法第39条第1項の規定により、平成19年3月9日(新潟県告示455号)に指定し現在に至る。

#### (2) 港湾計画の位置付け

国際海上コンテナターミナルとして将来の外資コンテナ貨物の取扱量増加に対応するため、平成19年11月に今回臨港地区指定予定区域を公共用地からふ頭用地に変更する。

#### (3) 港湾の位置付け

○国際拠点港湾(港湾法)※平成23年4月1日法改正により特定重要港湾から変更

○日本海側拠点港(国土交通省選定)※平成23年11月

・総合的拠点港、国際海上コンテナ港

#### (4) 新潟都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

新潟港東港区周辺は、大規模な臨海工業地帯として様々な企業が立地しており、都市圏の活力を支える重要な工業、物流の拠点として、一層の基盤整備と工業、物流機能の充実を図る地域。

### 4 臨港地区の変更理由

当該区域は将来のコンテナ貨物取扱量の増加に対応すべく、平成19年11月に港湾計画を「公共用地」から「ふ頭用地」に変更したところである。

その後、平成23年11月に日本海側拠点港湾に選定されたことから、港湾管理者(港湾法第2条第1項)より、国際海上コンテナターミナルの機能充実に向けた適切な土地利用と円滑な管理運営を図る必要があるとして、平成25年7月に、都市計画法第23条第4項の規定による臨港地区に関する都市計画変更の案の申し出があった。

このことから、当該区域を新たに臨港地区に指定するものである。

## 5 位 置

新潟市北区横土居、笹山の各一部

## 6 規 模

心頭用地 約 9.8ha 緑地 約 1.9ha

## 7 分 区

### (1) 面積

商港区 約 9.8ha 修景厚生港区 約 1.9ha

### (2) 指定する理由

港湾地区内の計画的土地利用を図るため、港湾法第 39 条第 1 項の規定により指定する。

### (3) 分区の指定時期

都市計画決定日以降速やかに行う

○新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例

昭和 40 年 4 月 1 日

新潟県条例第 17 号

新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例をここに公布する。

新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区(以下「分区」という。)における港湾法(昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。)第 40 条第 1 項の規定による分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物(以下「禁止構築物」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(分区の範囲)

第 2 条 法第 39 条第 1 項の規定による港湾の臨港地区内の商港区、特殊物資港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区の分区の範囲は、知事が別に指定する。

(昭 49 条例 17・平 2 条例 19・一部改正)

(禁止構築物の指定)

第 3 条 禁止構築物は、分区の区別によりそれぞれ [別表](#)に掲げるもの以外のものとする。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めて許可したものは、この限りでない。

(罰則)

第 4 条 法第 40 条第 1 項の規定に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

(規則への委任)

第 5 条 この条例施行について必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から 10 日を経た日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則(昭和 49 年条例第 17 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年条例第 19 号)

この条例中第 1 条の規定は平成 2 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成 2 年規則第 78 号で平成 2 年 12 月 1 日から施行)

[別表](#)(第 3 条関係)

(平 2 条例 19・全改、平 2 条例 19・一部改正)

(1) 商港区

- ア 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 7 号まで、第 8 号(危険物置場及び貯油施設を除く。)、第 8 号の 2 から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設
- イ 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、金融業、保険業及び貿易関連業の用に供する施設
- ウ イの施設に従事する者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設
- エ 港湾関係官公署
- オ 港湾関係者及び港湾利用者のための商店及び飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に定める風俗営業(以下「風俗営業」という。))の用に供するものを除く。)

(2) 特殊物資港区

- ア 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 6 号まで、第 8 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設
- イ 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業及び貨物運送取扱事業の用に供する施設
- ウ 港湾関係官公署

(3) 工業港区

- ア 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 6 号まで、第 8 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設
- イ 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する工業用施設
- ウ イの工業用施設に従事する者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設
- エ 港湾関係官公署
- オ 港湾関係者及びイ又はウの施設に従事する者のための商店及び飲食店(風俗営業の用に供するものを除く。)

(4) 漁港区

- ア 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 5 号まで及び第 8 号の 2 から第 10 号の 2 までに掲げる港湾施設
- イ 漁船の造船施設
- ウ 水産物の処理及び保管施設
- エ 製氷工場、冷凍工場及び水産物加工工場
- オ 漁具の補修又は保管施設
- カ 漁業会社、漁業組合その他の漁業関係団体及び漁業関係業者の事務所
- キ 漁船乗組員及び漁業関係従事者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
- ク 港湾関係官公署
- ケ 漁船乗組員、漁業関係者及び港湾関係者のための商店及び飲食店(風俗営業の用に供するものを除く。)

(5) 保安港区

ア 法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる  
港湾施設

イ 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設

ウ 消火施設その他の危険防止施設

エ 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所

オ 港湾関係官公署

(6) マリーナ港区

ア 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号から第9号まで、第9号の2(当該港区  
において発生する廃棄物を処理するための施設に限る。)及び第9号の3から第10号の  
2までに掲げる港湾施設

イ スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶  
(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具庫、倉庫及び船舶上架施設

ウ レクリエーション用船舶の利用者のための集会所及びクラブ事務所

エ 港湾関係官公署

オ レクリエーション用船舶の利用者及び港湾関係者のための商店及び飲食店(風俗営業  
の用に供するものを除く。)

(7) 修景厚生港区

ア 法第2条第5項第2号から第5号まで、第8号の2、第9号、第9号の2(当該港区に  
おいて発生する廃棄物を処理するための施設に限る。)及び第9号の3から第10号の2  
までに掲げる港湾施設

イ 博物館、水族館、展示場及び展望施設

ウ 港湾関係者のためのスポーツ・レクリエーション施設その他の福利厚生施設

エ 港湾関係官公署

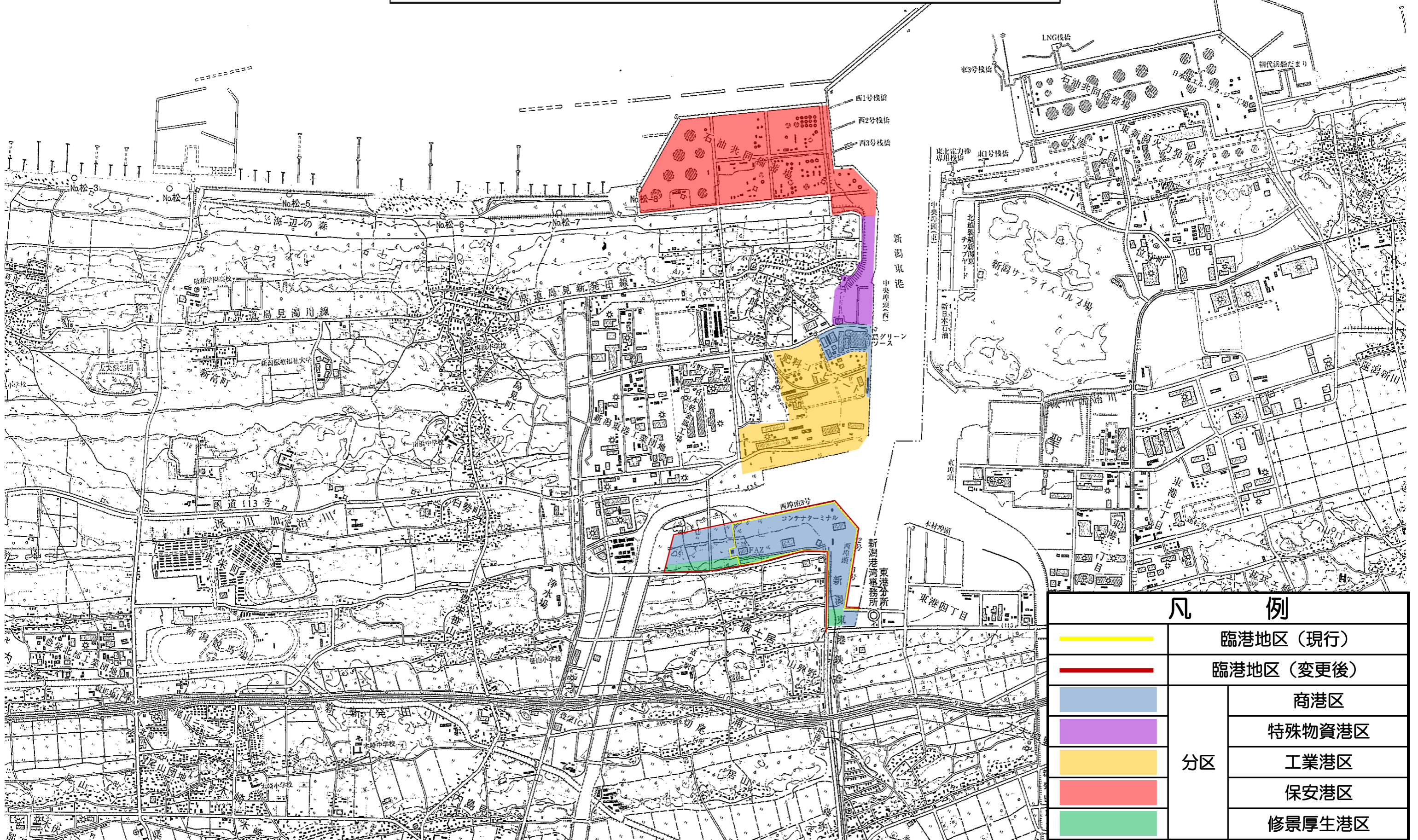
オ 港湾利用者及び港湾関係者のための休泊所、商店及び飲食店(風俗営業の用に供する  
ものを除く。)



(参考)

分区指定予定区域図

1/25,000



凡 例		
	臨港地区 (現行)	
	臨港地区 (変更後)	
分区		商港区
		特殊物資港区
		工業港区
		保安港区
		修景厚生港区